

平成23年 2月22日開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

- 調査事件 14 農業振興地域整備計画の見直しについて・・・P 1
- 調査事件 15 浄化槽市町村整備事業について・・・・・・・・P 2

産業課農林グループ・町民課住民グループ

調査事件14 農業振興地域整備計画の見直しについて

1. 農業振興計画の位置づけ

農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、土地の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成する等、農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的として法律で定められております。

2. 福島農業振興計画書の見直しの概要について

福島農業振興地域整備計画書（案）は、農業振興地域の整備に関する法律第12条2に基づき概ね5年ごとの基礎調査により策定するものです。

この計画は、町の総合的な農業振興を図るべき地域を明らかにし、農業生産の基礎となる「優良農地」を明確に区分し、農地の保全、確保を目指し農業施策を推進するもので、前回の全体見直しは昭和61年度に行っており、このたび、当町の農業を近代化等による農業振興を総合的に進めるため、次のとおり見直しを行います。

- ①農用地区域内の農用地の編入・除外
- ②現況農用地の将来展望
- ③「農業近代化施設の整備の方向」に重点作物（そば、ブルーベリー等）を記載

3. 福島農業振興地域整備計画書（案）

別紙のとおり

4. 今後のスケジュール

- 2月22日 ・経済福祉常任委員会へ計画書（案）提出
- 2月25日 ・渡島総合振興局へ計画書（案）事前協議（協議に約3週間）
・農業委員会、農業協同組合、森林組合に対し意見徴収
- 3月22日 ・パブリックコメントによる町民意見募集
- 4月11日 ・福島農業振興地域整備計画書 → 決裁
- 4月11日 ・同計画書縦覧（5月10日まで）
- 5月11日 ・同計画書に対する異議申し立て受付（5月25日まで）
- 6月中旬 ・6月定例町議会へ提出
- 6月中旬 ・北海道へ福島農業振興地域整備計画書提出（本協議）
- 6月下旬 ・北海道より同計画に対する同意

調査事件 15 浄化槽市町村整備事業について

○はじめに

平成21年12月策定の福島町生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽市町村整備推進事業を平成23年度事業開始に向け事務を進めておりますが、現在までの状況についてご報告いたします。

【H22年6月24日 経済福祉常任委員会】

「生活排水対策について」浄化槽市町村整備推進事業の内容を説明し、ご審議をいただいております。

【H22年7月20日～8月6日 町民説明会】

町内15会場で説明会を開催し268名の出席をいただいております。

【H22年8月30日 町内業者説明会】

町内の14業者が出席しております。

【H22年9月～設置申込世帯の現地調査】

設置申し込み世帯の現地調査を随時行っております。

現在における浄化槽設置申し込み世帯は、66世帯となっております。

申し込み世帯のほとんどが早期設置を望んでいることから、毎年度10基の整備計画としているものを、既存住宅部分の設置基数を15基と新築住宅想定分を3基として整備を予定しております。

なお、第4次福島町総合開発計画後期実施計画等の計画変更につきましては、次期ローリング作業等により変更することとします。

また、循環型社会形成推進交付金による事業であることから、国の予算措置により交付金の削減があった場合については、その範囲内で整備することとなります。

以下、事業実施の内容についてご説明いたします。

1. 浄化槽整備優先基準

浄化槽整備の優先基準は、平成22年度申し込み世帯を優先し、要介護、重度心身障害者がいる世帯を最優先とし、次に70歳以上の高齢者が含まれる世帯についてはその年齢順に、70歳未満の世帯は申し込み順としております。なお、新築する世帯は別途優先扱いとし、浄化槽本体に係る部分（国庫補助対象部分）のみを事業の対象とします。

2. 浄化槽市町村整備推進事業の財政推計

5人槽の浄化槽を既存住宅分15基と新築住宅分3基を毎年度整備した場合の財政推計は下記表のとおりです。

(単位:千円)

(歳入)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
会計年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
起債	20,700	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600
国庫補助金	5,426	5,292	5,292	5,292	5,292	5,292	5,292	5,292	5,292	5,292
受益者負担	2,220	2,201	2,201	2,201	2,201	2,201	2,201	2,201	2,201	2,201
使用料	373	631	1,026	1,421	1,816	2,211	2,606	3,001	3,396	3,791
交付税1/2	0	89	187	285	383	481	740	1,000	1,259	1,519
交付税7/10	0	64	136	208	1,048	1,888	2,728	3,568	4,408	5,248
合計	28,719	28,876	29,441	30,006	31,339	32,672	34,167	35,661	37,156	38,650

(単位:千円)

(歳出)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
会計年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
設置工事費	28,500	28,146	28,146	28,146	28,146	28,146	28,146	28,146	28,146	28,146
元利償還金	0	268	567	866	2,262	3,658	5,377	7,096	8,815	10,534
利子補給金	573	1,018	1,338	1,532	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,096
補助金	6,180	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
管理維持費	1,859	2,337	3,435	4,533	5,631	6,729	7,827	8,925	10,023	11,121
修繕費	850	1,500	2,250	3,000	3,750	4,500	5,250	6,000	6,750	7,500
合計	37,962	39,269	41,736	44,077	47,389	50,633	54,200	57,767	61,334	64,397

事業収支	-9,243	-10,393	-12,295	-14,071	-16,050	-17,981	-20,033	-22,106	-24,178	-25,747
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

3. 条例等の制定

浄化槽市町村整備推進事業を実施するにあたり、「福島町浄化槽設置及び管理に関する条例」の制定について、町議会定例会3月会議に提出することとしております。事業推進に係る条例、関係規則、要綱については次のとおりです。内容につきましては、次ページからの資料でご説明いたします。

- 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例・・・P8～P12
- 福島町浄化槽設置及び管理に関する条例施行規則・・・P13～P14
- 福島町水洗化改造工事費補助及び浄化槽整備資金融資あっせん利子補給規則・・・P15～P17
- 福島町単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱・・・P18～P21

◆福島町浄化槽設置及び管理に関する条例、施行規則の内容

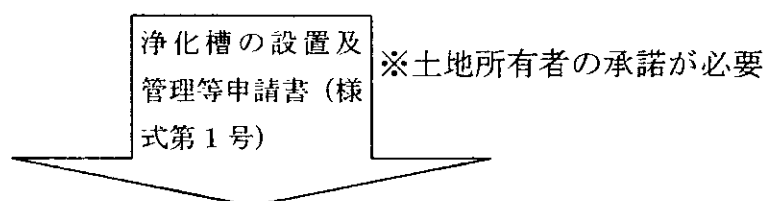
条例及び施行規則の内容と手続き等の流れを示すと次のとおりです。

〔条例第1条、第2条、第3条関係〕

制定の趣旨、用語の定義、処理区域を記載しております。
=内容省略=

〔条例第4条関係〕 浄化槽設置等の申請

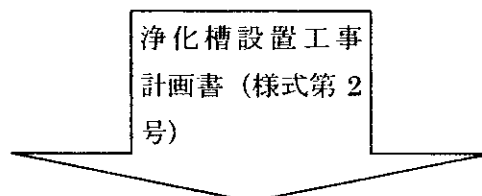
住宅所有者等は、浄化槽の設置、管理等を申請します。



町は審査し浄化槽設置の決定

〔条例第5条関係〕 工事計画の作成等

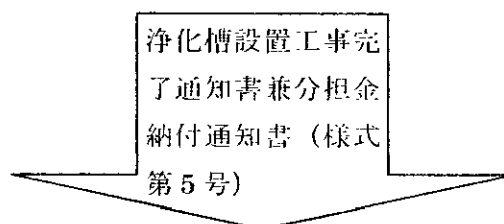
町は、浄化槽設置の決定をしたら、設置場所、浄化槽の規模等を示した工事計画を作成し申請者の承認を求めます。



申請者は、工事計画を承認するときは、「浄化槽設置工事計画承認書(第3号様式)」を町に提出します。また、「浄化槽設置用地無償使用貸借契約書(様式第4号)」も提出します。

〔条例第6条関係〕 設置完了の通知

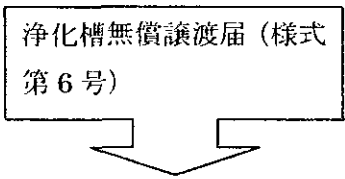
上記の手続きが済むと町は工事に着手し、浄化槽の設置が完成したら完了の通知と浄化槽工事に係る申請者分の負担金(分担金)の額を通知します。



〔条例第7条関係〕既存浄化槽の譲渡

既に浄化槽を設置している世帯が、町が示す機能と基準にあった浄化槽を町に無償譲渡した場合は、条例に示す使用料の負担をいただき、町はそれを維持管理いたします。

浄化槽無償譲渡届（様式第6号）



町は、無償譲渡（決定・却下）を決め「浄化槽無償譲渡決定（却下）通知書（様式第7号）」により申出者に通知します。

〔条例第8条関係〕分担金の賦課

分担金の額は、条例の別表第1のとおりですが、既存住宅と新築住宅とで異なります。既存住宅は、浄化槽整備の国庫補助対象分の事業費とそれを上回る事業費からなる分担金となっております。新築住宅については、浄化槽整備の国庫補助対象分のみを対象事業費としており、その一割が申請者の分担金となります。

なお、分担金は一括納付としております。

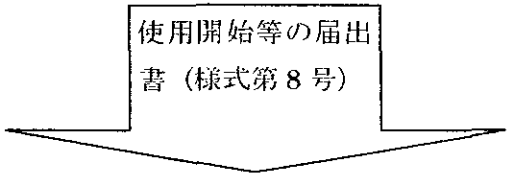
〔条例第9条関係〕増嵩経費の賦課

申請者の都合により、別表第1に示す標準事業費を超える場合は、分担金のほかにその分の経費を負担していただきます。この経費も一括納付となります。

〔条例第10条関係〕使用開始等の届出

浄化槽の使用の開始、休止、廃止、再開の場合は、町に届出が必要となります。

使用開始等の届出書（様式第8号）



〔条例第 11 条関係〕 使用料の徴取

町は、使用開始等の届出があったら使用料を徴収します。

- | |
|--|
| <p>① 条例別表第 2 の使用料を徴収します。ただし、汚泥量が標準を超える場合などは使用料を加算します。</p> <p>② 使用料は翌月の末まで、口座振替で納付していただきます。</p> <p>③ 使用料は毎月納付していただきますが、月の途中で浄化槽を開始、休止等した場合の使用料は、15 日以上使用の場合全額、15 日未満が半額となります。</p> |
|--|

〔条例第 12 条、13 条関係〕

延滞金、徴収の猶予及び免除の規定です。

＝内容省略＝

〔条例第 14 条関係〕 電気料及び水道料金の負担

電気料、水道料金は使用者の負担となります。

〔条例第 15 条、16 条関係〕

必要な資料の提出、浄化槽の適正保管の規定です。

＝内容省略＝

〔条例第 17 条関係〕 修繕費用の負担

浄化槽には、微生物が活動するために空気を送るブロアーがあります。交換は使用者の負担となります。また、使用の状況が悪く使用者の責任事由となったときは、使用者に修繕等していただきます。

〔条例第 18 条、19 条関係〕 排水設備の設置と費用負担

町が浄化槽設置完了後、住宅の所有者等が工事を行い、3 か月以内に排水設備を設置しなければなりません。

〔条例第 20 条関係〕 住宅所有者等の地位の承継

住宅所有者等に変更が生じた場合は、町にその旨を届け地位を承継します。

浄化槽地位承継届（様式第 11 号）

※以上が、条例、施行規則の内容です。

◆福島町水洗化改造工事費補助及び浄化槽整備資金融資あっせん利子補給規則の内容

この規則は、浄化槽整備に伴い、その世帯は便所等の改修や排水設備の整備が必要になりますが、その費用に対する助成と金融機関等への融資あっせんと利子補給について規定しております。

1. 助成の内容

- (1) 助成の対象経費は、便所改造、風呂、台所、洗濯場、配管、電気工事、水道工事、排水設備、本体補強、支障物件移転等に要する費用となっております。
- (2) 助成額は、対象経費の60万円を上限に、3分の2以内の額を町が助成します。

2. 融資あっせんの内容

- (1) 上記助成の対象経費のうち助成額を除いた額と分担金、増嵩経費としており、120万円を限度としております。
- (2) あっせんの要件は、町税を滞納していないこと。連帯保証人が1人いること、若しくは融資機関の保証制度を利用できることとなっております。
- (3) 利用者は、償還期限60か月以内において元金を償還します。
- (4) 償還利子については町が全額補給します。

※以上の内容により、それぞれ各種様式や手続きを規定しております。

◆福島町単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱の内容

この要綱は、単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽）を現在使用されている世帯が浄化槽を設置する場合に、単独処理浄化槽の撤去費に対し9万円を上限に町が補助金を交付する手続き等を規定しております。

対象となる浄化槽は、浄化槽法その他の法律に基づく設置届等がなされており、適正な維持管理がされているものとなっております。

○福島町浄化槽設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽市町村整備推進事業による浄化槽の適正な設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 し尿と併せて生活雑排水を処理する浄化槽のうち、各戸ごとに処理するものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するもので、浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する基準に適合し、福島町が設置するものをいう。
- (2) 併用住宅 工場排水等特殊な排水を伴わない店舗又は事務所等と専用住宅が付帯した建築物をいう。
- (3) 住宅所有者等 専用住宅、併用住宅の所有者、建築中の建築主及び建築しようとする建築主をいう。
- (4) 使用者 この条例に基づき設置された浄化槽を使用する者をいう。
- (5) 汚水 専用住宅及び併用住宅から排除されるし尿及び生活雑排水をいう。
- (6) 排水設備 汚水を浄化槽に流入させるために必要な汚水マス及び汚水流入管渠等であって、住宅所有者等が設置するものをいう。

2 その他この条例において使用する用語は、特に定めのある場合を除き、浄化槽法（昭和58年法律第43号）で使用する用語の例による。

(処理区域)

第3条 浄化槽により、し尿及び生活雑排水の処理を行おうとする区域（以下「処理区域」という。）は、福島町全域とする。

(浄化槽設置等の申請)

第4条 住宅所有者等は、町長に対し、浄化槽の設置、管理等を申請することができる。ただし、土地所有者の承諾を得られない者は申請できない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、予算の範囲内で浄化槽の設置を決定するものとする。

(工事計画の作成等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を定めた工事計画書を作成し、当該申請を行った住宅所有者等（以下「申請者」という。）の承認を求めるものとする。

- (1) 工事の内容
 - (2) 工事の時期
 - (3) その他工事の遂行に必要な事項
- 2 申請者は、工事計画に異議があるときは、町長に対し変更を求めることができる。
 - 3 申請者は、工事計画を承認するときは、規則で定める承認書を提出するものとする。
 - 4 前項の規定により工事計画を承認した申請者は、当該工事計画に基づく浄化槽の設置について、浄化槽設置用地無償使用貸借契約の締結その他必要な協力をしなければならない。
(設置完了の通知)
- 第6条 町長は、浄化槽の設置を完了したときは、申請者に対しその旨を通知しなければならない。
(既存浄化槽の譲渡)
- 第7条 既に住宅所有者等が設置している浄化槽（第2条第1項第1号の機能と基準による浄化槽に限る。）を、この条例に基づいて管理を行おうとする者は、当該浄化槽を無償で福島町に譲渡しなければならない。
(分担金の賦課)
- 第8条 町長は、別表第1に定める標準的工事に要する標準的な費用（以下「標準事業費」という。）に基づき算定した分担金を限度に、申請者ごとの事業費により金額を賦課するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該分担金の額及びその納付期日その他分担金の納付に必要な事項を申請者に通知しなければならない。
 - 3 分担金の納付は、現金による一括納付とする。
(増嵩経費の賦課)
- 第9条 町長は、浄化槽の設置に要する経費が、申請者の都合により、標準事業費を超えるときは、前条の分担金のほか申請者に対し、増嵩経費を賦課することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、増嵩経費について準用する。
(使用開始等の届出)
- 第10条 使用者は、浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。
(使用料の徴取)
- 第11条 町長は、浄化槽の使用に伴い、使用者から別表第2に定める額を徴

収するものとする。ただし、浄化槽法定検査料の改定、汚泥量等が標準を超える場合は、別の算定により使用料を加算することができる。

2 使用料は、使用月ごとに口座振替の方法により徴収するものとする。ただし、町長が必要と認めた時は、他の方法によることができる。

3 使用料は、毎使用月の翌月の末日までに納入しなければならない。

4 使用月の期間は1か月とし、その始期及び終期は、月の初日から月の末日までとする。

5 使用者が、使用月の途中において浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次のとおりとする。

(1) その使用日数が15日未満 月額料金の2分の1

(2) その使用日数が15日以上 月額料金

(延滞金)

第12条 町長は、分担金又は使用料を納付期日までに納付しない者がいるときは、当該料金の額に、その納入期限の翌日から納付の日までの期日の日数に応じ、延滞金を加算して徴収することができる。

(徴収の猶予及び免除)

第13条 町長は、特に必要があると認める場合には、分担金の徴収を猶予し、又はその全部若しくは一部に相当する額を免除することができる。

(電気料金及び水道料金の負担)

第14条 使用者は、浄化槽の使用に関し、電気料金及び水道料金を負担しなければならない。

(資料の提出)

第15条 町長は、住宅所有者等及び使用者に、浄化槽の設置及び維持管理等を行うために必要な資料の提出を求めることができる。

(保管義務等)

第16条 住宅所有者等及び使用者並びに浄化槽が設置されている土地の地権者は、浄化槽を適正に保管しなければならない。

2 住宅所有者等及び使用者は、町長が行う浄化槽の保守点検、清掃等の作業が適正に実施できるよう必要な協力をしなければならない。

(修繕費用の負担)

第17条 住宅所有者等及び使用者は、浄化槽の送風機（ブローア）に交換の必要が生じたときは、町長の指示に従って交換し、その費用を負担しなければならない。

2 住宅所有者等及び使用者の責めに帰すべき事由により、浄化槽に修繕の必要が生じたときは、住宅所有者等及び使用者は、町長の指示に従い、修繕し、

その費用を全額負担しなければならない。

- 3 住宅所有者等の都合により、浄化槽の移転又は撤去の必要が生じたときは、住宅所有者等は、町長の指示に従って移転又は撤去し、その費用を全額負担しなければならない。

(排水設備の設置)

- 第18条 住宅所有者等は、町が浄化槽設置完了後3か月以内に、浄化槽施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない工事の実施方法で、排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の費用負担)

- 第19条 排水設備の設置に要する費用は、住宅所有者等の負担とする。

(住宅所有者等の地位の承継)

- 第20条 第8条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた申請者に変更があったときは、新たに住宅所有者等になった者が、従前の地位を承継するものとする。ただし、第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた額のうち、変更があった日までに納付すべきものについては、従前の申請者が納付するものとする。

- 2 前項の規定により、第8条第2項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1-1 (第8条関係)

既 存 住 宅		
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額
5人槽	1,700,000円	129,100円
7人槽	1,900,000円	150,200円
10人槽	2,300,000円	189,750円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

別表第1-2 (第8条関係)

新 築 住 宅		
浄化槽の規模	標準事業費	分担金の額
5人槽	882,000円	88,200円
7人槽	1,104,000円	110,400円
10人槽	1,495,000円	149,500円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

別表第2 (第11条関係)

浄化槽の規模	月額使用料の額	
	初年度	翌年度以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円
10人槽	2,600円	2,500円
11人槽以上	その都度町長が定める。	

○福島町浄化槽設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町浄化槽設置及び管理に関する条例（平成23年福島町条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置等の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する浄化槽の設置、管理等の申請は、浄化槽の設置及び管理等申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して提出するものとする。

(設置工事計画)

第3条 町長は、前条の規定により申請書が提出された場合には、条例第5条第1項の規定により浄化槽設置工事計画書（様式第2号）を作成し、申請者に通知するものとする。

(設置工事計画の承認等)

第4条 設置工事計画の通知を受けた申請者が、条例第5条第3項に規定する承認をするときは、浄化槽設置工事計画承認書（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定により承認書を提出した申請書は、浄化槽設置用地無償使用貸借契約書（様式第4号）により契約を締結しなければならない。

(設置の完了及び分担金の通知)

第5条 町長は、条例第6条に規定する浄化槽設置完了の通知及び条例第8条第2項に規定する分担金の通知については、浄化槽設置工事完了通知書兼分担金納付通知書（様式第5号）により申請者に速やかに通知するものとする。

(既存浄化槽の譲渡)

第6条 条例第7条の規定により、既に住宅所有者等が設置している浄化槽を町に無償譲渡する場合は、条例第2条第1項第1号に規定する機能と基準を満たす浄化槽とし、浄化槽無償譲渡届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申出に対する処分を決定したときは、浄化槽無償譲渡決定（却下）通知書（様式第7号）により速やかに申出者に通知するものとする。

(使用開始等の届出)

第7条 条例第10条に規定する使用開始等の届出は、使用開始等の届出書（様式第8号）により届け出るものとする。

(分担金の減免等)

第8条 条例第13条に規定する分担金の減免等を受けようとする者は、浄化

槽分担金減免申請書（様式第9号）により町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請についてその可否を決定したときは、浄化槽分担金減免決定（却下）通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（地位の承継）

第9条 条例第20条に規定する新たに住宅所有者等となった者は、浄化槽地位承継届（様式第11号）を速やかに町長に届出なければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○福島町水洗化改造工事費補助及び浄化槽整備資金融資あっせん 利子補給規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町浄化槽設置及び管理に関する条例（平成23年福島町条例第 号。以下「条例」という。）第3条に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）内において、浄化槽の普及促進を図るため、浄化槽設置に伴う既設の便所等の改修を行おうとする者に対し、町が必要な資金の助成及び浄化槽整備に伴う資金の融資あっせんをし、利子補給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「助成」とは、条例に基づく事業に要する経費について福島町が交付する水洗化改造工事費補助金をいう。

2 この規則において「融資あっせん」とは、条例に基づく事業に要する経費について金融機関等から借入を希望する者に対する借入の仲介及び借入金に対する利子補給をいう。

(助成の対象経費及び助成額)

第3条 助成の対象となる経費は、次の経費とする。

- (1) 屋内改修費 便所改造、風呂、台所、洗濯場等の改造及び配管改修並びに電気工事等（水道管の引込み工事を含む。）に要する経費
- (2) 屋外改修費 浄化槽前(マスを含む。)までの配管工事、浄化槽本体の補強工事等、支障物撤去及び移転等に要する経費
- (3) 備品購入費 水洗トイレ機器等の購入に要する経費

2 助成額は、対象経費の600,000円を上限に3分の2以内の額を助成することができる。

(融資あっせんの対象経費及びあっせん額)

第4条 融資あっせんの対象となる経費は、条例第8条及び第9条に規定する分担金、増嵩経費及び前条第1項各号に掲げる経費のうち町助成額を除いた経費とし、希望する者について町が指定する金融機関（以下「融資機関」という。）の協力のもとに融資あっせんを行うものとする。

2 融資あっせんの額は、120万円を限度とする。

(助成及び融資あっせんの対象者)

第5条 助成及び融資あっせんを受けることができる者は、条例に基づき浄化槽を設置しようとする者とする。

(助成及び融資あっせんの要件)

第6条 助成及び融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 町税を滞納していないこと。
- (2) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。
- (3) 連帯保証人1人があること、若しくは融資機関の保証制度を利用できること。

2 前項の連帯保証人は、町税及び条例に規定する分担金、増嵩経費を滞納していない者であること。

(償還の方法)

第7条 第4条の規定により融資を受けた者は、融資を受けた月の翌月から60月以内において、元金を償還するものとする。ただし、期限前においても繰上償還することができる。

2 前項に係る償還利子は、全額町が補給するものとする。

3 元金償還の遅延による損害金は、融資を受けた者が負担するものとする。

(助成及び融資あっせんの申請)

第8条 助成及び融資あっせんを希望する者は、水洗化改造工事費補助金交付申請書(様式第1号)及び水洗化改造工事費補助審査書(様式第2号)、浄化槽整備資金融資あっせん申請書(様式第3号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び連帯保証人(融資機関の保証制度を利用する場合を除く。)の所得に関する証明書、納税証明書(補助金の交付申請にあつては納税証明書のみとする。)

(2) 改造等計画書(業者からの見積書及び図面)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、条例第4条の規定に基づく申請と同時にを行うものとする。

(助成及び融資あっせんの決定)

第9条 町長は、前条の申請があつたときは、助成及び融資あっせんの可否及び額を決定し、水洗化改造工事費補助金交付決定通知書(様式第4号)、浄化槽整備資金融資あっせん決定書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(助成及び融資の時期等)

第10条 助成及び融資あっせんの決定を受けた者に対する助成等は、当該工事が完成し条例第6条に規定する設置完了通知後に行うものとする。

2 町長は、前項の設置完了通知を交付したときは、融資機関に対し、浄化槽整備資金融資あっせん通知書(様式第6号)を送付するものとする。

(助成及び融資あっせんの取消し)

第11条 助成及び融資あっせんの決定を受けた者が、次の各号の一に該当す

るときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成及び融資あっせんを受けたとき。

(2) その他町長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、融資あっせんを取り消したときは、融資を依頼した融資機関に浄化槽整備資金融資あっせん取消通知書（様式第7号）をもってその旨を通知するものとする。

（助成金の返還）

第12条 前条の規定により、助成の取消しを受けた者に対して町長は助成金の返還を求めることができる。

2 前項の規定により、助成金の返還を求めるときは、水洗化改造工事費補助金返還通知書（様式第8号）をもって通知するものとする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○福島町単独処理浄化槽撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既設の単独処理浄化槽を廃止し、福島町浄化槽設置及び管理に関する条例（平成23年福島町条例第 号。以下「条例」という。）に基づく浄化槽を設置する者に対し、当該単独処理浄化槽の撤去に係る福島町単独処理浄化槽撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (2) 浄化槽 条例第2条第1項第1号に規定する浄化槽をいう。
- (3) 撤去費 単独処理浄化槽の清掃（汚泥の運搬及び処分を除く。）、撤去及び処分等によする経費をいう。

(対象区域)

第3条 この要綱による補助金交付の対象となる区域は、条例第3条に規定する区域とする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 浄化槽を設置する場合であって、かつ、既設の単独処理浄化槽を撤去する必要があること。
- (2) 単独処理浄化槽について、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他の法律に基づく設置届等がなされており、かつ、浄化槽法に基づく適正な維持管理がなされているものであること。
- (3) 単独処理浄化槽が、浄化槽の申請者以外の所有者であるときは、当該単独処理浄化槽の所有者から撤去の承諾が得られること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、撤去費と9万円とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、単独処理浄化槽を撤去する前に、単独処理浄化槽撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽の設置及び管理等申請書（福島町浄化槽設置及び管理に関する条

例施行規則（平成23年規則第 号）第2条に規定する浄化槽の設置及び管理等申請書をいう。）

- (2) 撤去する単独処理浄化槽の配置及び配管略図
- (3) 撤去する単独処理浄化槽の構造図又は単独処理浄化槽であることがわかる写真
- (4) 撤去費に係る見積書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付の適否を決定したときは、補助金の交付を決定した者に対しては単独処理浄化槽撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付の目的を達成するために必要な条件及び指示事項を付して、不交付を決定した者に対しては単独処理浄化槽撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその理由を付して、それぞれ通知するものとする。
(変更の申請等)

第8条 前条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく単独処理浄化槽撤去費補助事業計画変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による申請があったとき、又は前項の規定による報告があったときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 町長は、前項の規定により交付決定を変更したときは、単独処理浄化槽撤去費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により、前条第2項の規定による交付決定の通知に付した条件及び指示事項のほか、必要な条件を付して、当該補助事業者に通知するものとする。
(補助事業完了の届出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、単独処理浄化槽撤去費補助事業完了届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 撤去費明細書及び領収書の写し
- (3) 単独処理浄化槽撤去工事の工程を証する写真
- (4) 単独処理浄化槽の処分に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項に規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) 工事施行状況チェックリスト
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による届け出の期限は、補助事業完了後14日以内とする。

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による届出があったときは、関係職員をして当該補助事業の完了検査を行わせ、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 町長は、前項の規定による確定額について、単独処理浄化槽撤去費補助金確定通知書（様式第7号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第11条 町長は、前条第1項の規定による交付額の確定後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をするときは、単独処理浄化槽撤去費補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 単独処理浄化槽撤去費補助金確定通知書の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 町長は、補助事業者又は補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請等に虚偽の事実があったとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外の用途に充てた事実があったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは指示事項に従わなかったとき。
- (4) 補助事業の施行方法が不相当であるとき。
- (5) 補助事業について不正な事実があったとき。
- (6) その他法令等又はこれに基づいた処分に違反したとき。

2 町長は、第8条第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、単独処理浄化槽撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、その理由を付して、当該補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、第8条第3項又は第1項の規定により補助金の交付決定を取り消されたときは、既に交付された補助金を直ちに返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4. 平成23年度福島町浄化槽整備特別会計予算(案)

[歳 入]

1款 分担金及び負担金 1項 分担金 (単位 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 浄化槽整備事業費分担金	2,220	0	2,220			2,220		1 浄化槽整備事業費分担金	2,220	浄化槽設置工事費分担金 2,220
計	2,220	0	2,220	0	0	2,220	0			

2款 使用料及び手数料 1項 使用料 (単位 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 浄化槽使用料	373	0	373			373		1 浄化槽使用料	373	浄化槽使用料 373
計	373	0	373	0	0	373	0			

3款 国庫支出金 1項 国庫補助金 (単位 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金	5,426	0	5,426	5,426				1 循環型社会形成推進交付金	5,426	循環型社会形成推進交付金 5,426
計	5,426	0	5,426	5,426	0	0	0			

4款 繰入金 1項 他会計繰入金 (単位 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 一般会計繰入金	9,343	0	9,343				9,343	1 一般会計繰入金	9,343	一般会計繰入金 9,343
計	9,343	0	9,343	0	0	0	9,343			

5款 町債 1項 町債 (単位 千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 下水道債	20,700	0	20,700		20,700			1 下水道事業債	20,700	下水道事業債 10,400 過疎対策事業債 10,300
計	20,700	0	20,700	0	20,700	0	0			

合 計	38,062	0	38,062	5,426	20,700	2,593	9,343			
-----	--------	---	--------	-------	--------	-------	-------	--	--	--

〔 歳 出 〕

1款 浄化槽整備事業費 1項 浄化槽管理費 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 浄化槽施設管理費	2,709	0	2,709	0	0	373	2,336	9 旅 費	51	9普通旅費	51
								11 需用費	850	11消耗品費	100
										11 修繕費	750
								12 役務費	314	12法定検査手数料	314
		13 委託料	1,494	13浄化槽保守点検清掃委託料	1,494						
計	2,709	0	2,709	0	0	373	2,336				

1款 浄化槽整備事業費 2項 浄化槽整備費 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 浄化槽整備推進事業費	35,253	0	35,253	5,426	20,700	2,220	6,907	15 工事請負費	28,500	15 浄化槽設置工事費	28,500
								19負担金補助及び交付金	6,753	19 単独浄化槽撤去費補助金	180
										19 水洗化改造工事費補助金	6,000
										19 浄化槽整備資金利子補給金	573
計	35,253	0	35,253	5,426	20,700	2,220	6,907	計			

2款 予備費 1項 予備費 (単位:千円)

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳				節		説 明	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1 予備費	100	0	100	0	0	0	100	29 予備費	100	29 予備費	100
計	100	0	100	0	0	0	100				

合 計	38,062	0	38,062	5,426	20,700	2,593	9,343			
-----	--------	---	--------	-------	--------	-------	-------	--	--	--